

## 参考資料 1

# 浄化対策に関する支援制度

### 1. 環境浄化機材貸付事業（日本環境安全事業株式会社）

#### (1) 事業の概要

この事業は、土壌・地下水汚染の浄化に必要な機材を地方公共団体や中小企業者などに利用していただく事業（レンタル事業）です。

#### (2) 浄化対象物質

浄化対象物質は、土壌環境基準の溶出基準項目及び地下水環境基準の項目のうち、次に掲げるVOC（11物質）です。

トリクロロエチレン   テトラクロロエチレン   ジクロロメタン   四塩化炭素  
1,2-ジクロロエタン   1,1-ジクロロエチレン   シス-1,2-ジクロロエチレン  
1,1,1-トリクロロエタン   1,1,2-トリクロロエタン   1,3-ジクロロプロペン   ベンゼン

#### (3) 機材レンタルの対象者

- 1) 自ら浄化を行う地方公共団体、中小企業又は個人事業者などで本機材を適切に使用すると認められる者（浄化対象物質の除去を業とする者を除きます）。
- 2) 上記、1) に示す者に機材の貸付を行う地方公共団体、第一セクター、第三セクター、公益法人又は浄化対象物質を製造若しくは使用する事業者を主たる構成員とする団体。

#### (4) レンタル機材

##### ○土壌ガス吸引処理装置：

気液分離器、ポンプ、ブロー（送風機）、活性炭吸着装置及びこれらに付属する装置。

##### ○地下水揚水処理装置：

曝気装置、ポンプ、ブロー（送風機）、活性炭吸着装置及びこれらに付属する装置。

##### ○二重吸引処理装置：

土壌ガス吸引処理装置と地下水揚水処理装置とを組み合わせた機材。

#### (5) レンタル料など（平成16年4月1日現在）

##### ○当初支払レンタル料：

レンタル契約締結の際に支払っていただくレンタル料（100,000円）。

##### ○定期支払レンタル料：

定期に支払っていただくレンタル料（土壌ガス吸引処理装置（50,000円/月）、

地下水揚水処理装置（80,000円/月）、二重吸引処理装置（130,000円/月）。

##### ○その他の料金：

機材の設置（設置場所への機材の搬入、設置、試運転調整）、機材の撤去（設置場所からの機材の撤去、搬出）の料金、活性炭の料金、電気代など。

## 参考資料 1 浄化対策に関する支援制度

### (6) レンタルの手続き

- ① レンタル機材の借受希望者は、借受けに関する申込みの期間内に「環境浄化機材借受申込書」を提出します。
- ② 日本環境安全事業株式会社は、申込内容を審査し、貸付の可否を決定して、その結果を当該借受希望者に通知します。
- ③ レンタル機材の借受者は、日本環境安全事業株式会社との間で環境浄化機材レンタル契約を締結します。
- ④ 日本環境安全事業株式会社は、機材を設置場所へ搬入、設置（試運転調整含む。）し、借受者に引渡をします。
- ⑤ 借受者は、地方公共団体の指導、助言を受けて、土壌又は地下水汚染の浄化を実施します。
- ⑥ 借受者は、浄化終了後、機材を日本環境安全事業株式会社に返還します。

問い合わせ窓口：日本環境安全事業株式会社 事業部 事業推進課  
〒105-0014 東京都港区芝1-7-17（芝ビル3号館）  
TEL. 03-5765-1919 FAX. 03-3516-1940

## 2. 市街地土壌汚染防止等に係る融資制度（日本政策投資銀行）

### (1) 融資対象

民間事業者、地方公共団体、広域臨海環境整備センター、第一セクター、第三セクター

### (2) 対象地域

私有地及び公有地（農地を除く）

### (3) 対象物質

土壌汚染対策法施行令第1条に掲げる物質その他、人の健康に係る被害を生ずるおそれのある物質。

### (4) 対象事業

土壌汚染を防止し又は除去するための覆土事業、舗装事業、遮水事業その他物理的又は化学的処理等により土壌中の有害物質を除去又は無害化する事業が対象となります。

さらに、土壌汚染に関連する地下水汚染対策事業（遮水事業、曝気処理事業等）も対象となります。

### (5) 融資条件（平成16年4月1日現在）

融資比率：40%以内

融資期間（措置期間含む）：15年以内

問い合わせ窓口：日本政策投資銀行 本店 環境・エネルギー部  
 〒100-0004 東京都千代田区大手町1-9-1  
 TEL. 03-3244-1620

### 3. その他の融資制度

#### (1) 中小企業金融公庫

環境エネルギー対策貸付の環境対策資金の中で、土壤汚染対策法第2条に規定する特定有害物質による土壤汚染の調査、除去、当該汚染の拡散の防止その他必要な措置を、同法に基づく義務又は命令により行う者等を対象に、設備資金又は長期運転資金として、貸付限度額7億2千万円（うち運転資金2億5千万円、貸付利率：0.75～1.65%（平成16年4月1日現在））を融資します。

**注）利率は変動しますので必要時には必ずご確認ください。**

問い合わせ窓口：最寄りの中小企業金融公庫の本・支店又は、

- ・東京相談センター TEL. 03-3270-1260
- ・名古屋相談センター TEL. 052-551-5188
- ・大阪相談センター TEL. 06-6345-3577
- ・福岡相談センター TEL. 092-781-2396

#### (2) 国民生活金融公庫

中小企業を対象とした環境対策資金（人と環境にやさしい企業を支援する貸付）の中で、土壤汚染対策法第2条に規定する特定有害物質による土壤汚染の調査、除去、当該汚染の拡散の防止その他必要な措置を、同法に基づく義務又は命令により行う者等を対象に、設備資金として貸付限度額7,200万円（運転資金も貸付限度額の範囲内で4,800万円まで取扱可）（貸付利率：年0.75～1.85%（平成16年4月1日現在））を融資します。

**注）利率は変動しますので必要時には必ずご確認ください。**

問い合わせ窓口：国民生活金融公庫の各支店又は次の国民生活金融公庫の各相談センター

- ・東京相談センター TEL. 03-3270-4649
- ・名古屋相談センター TEL. 052-211-4649
- ・大阪相談センター TEL. 06-6536-4649

#### (3) その他

環境保全資金や中小企業資金融資制度等の名称で補助や融資制度を設けている都道府県や市等もありますので、ご関心のある方はお近くの自治体にご相談してみてください。